

住民の合意形成の計画

制限素案の作成及び県と協議の後の周知について、以下の手法の組合せ等が考えられる。

- (1) 制限素案をまとめるにあたって、関係各課と協議・検討を行う。
- (2) 制限素案について、地権者及び町民向け説明会を開催し、意見聴取する。
- (3) 制限素案作成後、広報及び町ホームページ等により制限素案を提示し、意見を募集する。
- (4) 町議会委員会及び都市計画審議会承認を行い、あらかじめ方向性の了解を得る。
- (5) その他

<今後の予定>

(令和元年11月19日：地域住民から用途変更の要望書提出)

(令和4年10月25日：地域住民説明会)

(令和5年6月21日～7月5日：素案の公告、閲覧 町ホームページ掲載)

令和5年12月11日～12月25日：原案の縦覧（町ホームページ掲載）

令和6年1月中旬：町都市計画審議会）